

保安林整備緊急強化対策

1 趣旨

長期的な林業生産活動の停滞等により、森林所有者による施業が困難で、間伐の遅れ等により、過密化し表土の流出による崩壊や土砂、流木等の流出が発生するおそれのある水土保持機能の低下した保安林が増加する傾向にある中で、災害に強い森林づくりのための保安林の整備等に対する国民の要請が高まっている。

このため、機能の低位な保安林が多く所在する流域において、流域保全の観点から、地域関係者の意見も聞きつつ、保安林の整備を緊急かつ計画的に実施し、災害に強い森林づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 保安林整備重点化計画の策定

機能の低位な保安林の整備を緊急かつ計画的に実施するため、都道府県が流域を単位として、関係市町村、地元住民等の地域関係者の意見を踏まえて「保安林整備重点化計画」（3ヵ年計画）を策定する。

(2) 「保安林整備重点化計画」に基づき、保安林改良、保育等を重点的かつ計画的に行うこととし、当該計画に基づく事業は優先的に採択する。